

郡山市情報セキュリティ監査実施要綱

平成 18 年 12 月 27 日制定

平成 20 年 10 月 15 日一部改正

平成 22 年 4 月 1 日一部改正

平成 25 年 11 月 1 日一部改正

平成 26 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 10 月 1 日一部改正

平成 30 年 4 月 24 日一部改正

[政策開発部ソーシャルメディア推進課]

(目的)

第 1 条 この要綱は、本市が所管する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保するため、郡山市情報セキュリティ要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）第 12 条及び郡山市情報セキュリティ対策基準（平成 15 年 4 月 1 日制定）第 110 条に規定する情報セキュリティ監査（以下「監査」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、用語の意義は、郡山市情報セキュリティ要綱及び郡山市情報セキュリティ対策基準の例による。

(組織等)

第 3 条 監査を実施するため、次に掲げる職及び組織を置く。

- (1) 情報セキュリティ監査統括責任者
- (2) 情報セキュリティ監査責任者
- (3) 主任内部監査員
- (4) 内部監査員
- (5) 内部監査実施チーム

(情報セキュリティ監査統括責任者)

第 4 条 情報セキュリティ監査統括責任者（以下「監査統括責任者」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 監査に係る企画及び統括
- (2) 監査関係文書の管理
- (3) 中長期監査計画、年度監査計画及び監査実施計画の策定
- (4) 監査結果の郡山市情報セキュリティ会議への報告
- (5) 改善実施状況の追跡調査及び調査結果の郡山市情報セキュリティ会議への報告

(情報セキュリティ監査責任者)

第 5 条 情報セキュリティ監査責任者（以下「監査責任者」という。）は、ソーシャルメディア推進課長をもって充てる。

2 監査責任者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 監査統括責任者の補佐
- (2) 監査に係る庁内の連絡、通知及び調整
- (3) 主任内部監査員及び内部監査員の指名並びに内部監査実施チームの編成
- (4) 外部監査に係る業務

- (5) 監査結果の取りまとめ、改善を必要とする事項の抽出及び改善策の提言
- (6) 監査業務において作成し、又は収集した文書又は電磁的記録の保管
- (7) 監査により判明した改善を必要とする事項への対応状況の検証
- (8) その他監査を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

(主任内部監査員)

第6条 主任内部監査員は、郡山市デジタルマネージャー等設置要綱（平成30年4月24日制定）第2条第1項に規定するデジタルマネージャー又はソーシャルメディア推進課職員のうちから、監査責任者が指名する。この場合において、デジタルマネージャーからの指名に当たっては、デジタルマネージャーが所属する課、室等の長の推薦を受け指名するものとする。

2 主任内部監査員の任期は、指名の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 主任内部監査員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 内部監査実施チームの統括
- (2) 担当する監査の対象となる課、室等（以下「被監査組織」という。）への内部監査の実施及び内部監査員の指揮
- (3) 担当する被監査組織の内部監査の実施結果の取りまとめ
- (4) 監査責任者への内部監査の実施結果の報告

(内部監査員)

第7条 内部監査員は、郡山市デジタルマネージャー等設置要綱第2条第2項に規定するデジタルリーダーのうちから、当該デジタルリーダーが所属する課、室等の長の推薦を受け、監査責任者が指名する。ただし、主任内部監査員をソーシャルメディア推進課職員とする場合、監査責任者は、ソーシャルメディア推進課職員のうちから内部監査員を指名することができる。

2 内部監査員の任期は、指名の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 内部監査員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 担当する被監査組織への内部監査の実施
- (2) 内部監査に係る必要な調査の実施、資料の収集及び文書の作成

(内部監査実施チーム)

第8条 内部監査実施チームは、年度ごとに主任内部監査員及び内部監査員（以下「監査員等」という。）で構成する。

2 内部監査実施チームは、監査責任者が編成する。

3 内部監査実施チームは、当該チームの主任内部監査員が統括する。

(監査の権限)

第9条 監査員等は、監査の実施に当たって被監査組織に対し、資料の提出、事実等の説明、その他監査員等が必要とする事項の開示を求めることができる。

2 被監査組織は、前項の求めに対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

3 監査員等は、受託事業者等業務上の関係先に対して、事実の確認を求めることができる。

4 監査員等は、被監査組織に対して改善勧告事項の実施状況の報告を求めることができる。

(監査関係者の責務)

第10条 監査員等は、監査を客観的に実施するために、被監査組織から独立していなければなら

ない。

- 2 監査員等は、監査の実施に当たり、常に公正かつ客観的に監査判断を行わなければならない。
- 3 監査員等は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有し、相当な注意をもって監査を実施しなければならない。
- 4 監査報告書の記載事項については、監査統括責任者、監査責任者及び監査員等がその責任を負わなければならぬ。
- 5 監査統括責任者、監査責任者及び監査員等は、内部監査により知り得た情報を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。その職務を離れたときも同様とする。
- 6 監査員等は、内部監査により判明した改善を必要とする事項への対策について、直接被監査組織に対し、指示又は命令をしてはならない。ただし、対策の助言又は提言については、行うことができる。

(監査関係文書の管理)

第11条 監査統括責任者、監査責任者及び監査員等は、監査関係文書を紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

(外部監査)

第 12 条 監査責任者は、高度な専門的知識及び技能が要求される内容について監査を実施するときは、その知識、技能、信頼性等を考慮して、外部の者に委託して行う監査（以下「外部監査」という。）を実施することができる。この場合において、情報セキュリティに関する基礎的な事項について併せて監査することを妨げない。

(庶務)

第 13 条 監査業務の庶務は、政策開発部ソーシャルメディア推進課において処理する。

(監査計画)

第14条 監査は、原則として監査計画に基づいて実施しなければならない。

- 2 監査計画は、中長期監査計画、年度監査計画及び監査実施計画とする。

(中長期監査計画及び年度監査計画)

第15条 監査統括責任者は、中長期の監査基本方針を中長期監査計画として策定し、郡山市情報セキュリティ会議の承認を得なければならない。

- 2 監査統括責任者は、中長期監査計画に基づき、当該年度の監査方針、監査目標、被監査組織、監査実施時期等を定めた年度監査計画を策定し、郡山市情報セキュリティ会議の承認を得なければならない。

(監査実施計画)

第16条 監査統括責任者は、年度計画に基づいて、個別に実施する監査ごとに監査実施計画を策定し、郡山市情報セキュリティ会議の承認を得なければならない。ただし、特命その他の理由により、年度計画に記載されていない監査を実施する場合には、郡山市情報セキュリティ会議の承認は不要とする。

(監査実施通知)

第17条 監査責任者は、監査実施計画に基づく監査の実施に当たって、原則として3週間以上前に被監査組織の情報セキュリティ管理者に対し、監査実施の時期、監査日程、監査範囲、監査項目等を文書で通知しなければならない。

- 2 特命その他の理由により、事前の通知をせずに監査を実施する必要性があると判断した場合

には、この限りではない。

(監査実施)

第18条 監査員等は、監査実施計画に基づき、監査を実施しなければならない。ただし、特命その他の理由によりやむを得ない場合には、監査責任者の承認を得てこれを変更し実施することができる。

(監査調書)

第19条 監査員等は、実施した監査手続の結果、その証拠資料等、監査に関連する資料を監査調書として作成しなければならない。

(監査結果の意見交換)

第20条 監査員等は、監査の結果、発見された問題点について事実誤認等がないことを確認するため、必要に応じ被監査組織との意見交換を行うことができる。

(監査結果の報告)

第21条 監査統括責任者は、監査終了後、速やかに監査結果を監査報告書として取りまとめ、郡山市情報セキュリティ会議に報告しなければならない。ただし、特命その他の理由により緊急を要する場合は口頭をもって報告することができる。

2 監査報告書の写しは、必要に応じて、被監査組織の情報セキュリティ管理者に回覧又は配付する。

(指摘事項への対処の指示と改善措置)

第22条 最高情報セキュリティ責任者は、郡山市情報セキュリティ会議における監査結果の報告を踏まえ、速やかに指摘事項への対処を被監査組織の情報セキュリティ管理者に指示しなければならない。

2 前項の指示を受けた被監査組織の情報セキュリティ管理者は、改善勧告事項に対する改善実施の可否、改善内容、改善実施時期等について、最高情報セキュリティ責任者に回答しなければならない。

3 郡山市情報セキュリティ会議は、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(改善実施状況の追跡調査)

第23条 監査統括責任者は、被監査組織における改善勧告事項に対する改善実施状況について、適宜追跡調査しなければならない。

2 前項による調査結果については、適宜取りまとめ、郡山市情報セキュリティ会議に報告しなければならない。

(監査への協力)

第 24 条 被監査組織は、監査の実施に対し、誠実に対応し、監査業務の円滑かつ適正な遂行に協力しなければならない。

2 被監査組織は、監査により判明した改善を必要とする事項について、できるだけ速やかに改善を図らなければならない。

(委任)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 12 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 24 日から施行する。